

令和6年9月高浜市議会定例会会議録（第6号）

日 時 令和6年10月3日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について
 - 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について
 - 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
 - 議案第52号 市道路線の認定について
 - 議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第55号 工事請負契約の変更について
 - 議案第56号 財産の取得について（追認）
 - 議案第57号 財産の取得について（追認）
 - 議案第58号 財産の取得について（追認）
 - 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
 - 議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - 議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
 - 認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について
 - 認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について
 - 請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願
 - 請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願

請願第4号 小・中学校給食費の無償化を求める請願

陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

日程第2 議案第67号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第10回）

日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副市	長	深谷直弘
教	育	長岡本竜生
企	画	部長木村忠好
総	務	部長杉浦崇臣
財	務	グループリーダー本多征樹

市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	加 藤 直
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、9月26日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月26日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第67号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第10回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

また、議員提案いたします意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

皆様の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日の議事日程は、議案第67号及び意見案第1号、以上議案2件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、各委員長の審査結果の報告を求めます。

まず、総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る9月25日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案9件、請願2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第50号 高浜市税条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第52号 市道路線の認定について、質疑ありませんでした。

議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、委員より、主要新規事業ナンバー1の庁舎管理事業について防犯カメラは地下と3階にも設置する予定はあるのかという問いに、地下及び3階に設置する予定はないとの答弁がありました。

議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願について、紹介議員への質疑後、審査を行い、委員より、県内では本市のみ入院医療費の無料化を実施しないことになるがあるが、それぞれの自治体で財政状況が異なる、加えて過日の一般質問で市長から来年度より入

院医療費の無料化を実施するとの答弁があったので、この請願には反対という意見。

他の委員より、市民からの要望に対して反対する理由が見当たらないため、この請願には賛成という意見がありました。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願について、紹介議員への質疑後、審査を行い、委員より、医療費無料化を18歳まで拡大する財源確保は厳しいと考えるため、この請願には反対という意見。

他の委員より、近隣市では既に通院も無料になっている安城市に加え、碧南市、刈谷市でも今後無料になる状況のため、本市においても拡大されるべきだと考え、この請願には賛成という意見がありました。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号、いずれも挙手全員により原案可決、請願第1号、請願第3号は挙手少数により不採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び請願に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る令和6年9月26日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員の出席の下、付託されました議案7件、請願2件、陳情5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、閉鎖になった経緯と現在の状況はとの問いに、いきいきクラブを退会され、利用しない申出があったので閉鎖し、その後の会員はあっぱを利用されているとの答弁。

議案第55号 工事請負契約の変更について、委員より、高取小学校給食棟取壊し中止に伴い、工事監理費の変更はとの問いに、現在計画変更の確認申請や手続に必要な書類作成に係る費用が発生するので、工事監理者と協議を行いながら変更契約について精査を進めていますとの答弁。

他の委員より、解体工事金額の変更と児童センターの改修工事費はどうなるのかとの問いに、契約金額は変更となるが、予算額はこの時点では変えない考えです。給食棟の改修に伴う高取北児童クラブ改修工事は9月議会初日補正予算の上程で可決していただいたとの答弁。

議案第56号、第57号、第58号 財産の取得について（追認）、委員より、全て随意契約となっている理由はとの問いに、地方自治法施行令第167条の2第2号により随意契約しましたとの答弁。

委員より、随意契約取次店の選定方法はとの問いに、教科書発行に関する臨時措置法に基づき、教科書の発行は各学校に供給するまでに発行責任を負うこと、文部科学省で特約供給所取扱店を定め、全国の小・中学校に教科書と教科用指導書等を供給できる体制を整備され、高浜市では2社でありますとの答弁。

議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）、委員より、総務費国庫補助金デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の補助金と充当事業内容はとの問いに、標準化対象業務の標準準拠システムの移行に向けた調査等の事業と移行事業に必要な導入経費が対象、充当事業では総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料との答弁。

他の委員より、障害者自立支援給付金の障害児給付金の補正理由はとの問いに、利用者の増加と令和6年度の報酬改定で当初予算より大幅な増加となりましたとの答弁。

同委員より、障害者自立給付金の補正内容はとの問いに、障害者総合支援法の改正で就学前障がい者の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化や同一世帯における複数児童のシステム改修対応などの改修が発生したもの。扶助費では、利用者の増加に合わせて令和6年度の報酬自体も上がり、当初予算に間に合わなかったのが改定することにより、大幅な補正となりましたと答弁。

港小学校長寿命化改良工事積算資料修正業務委託料の内容はとの問いに、当初予算では長寿命化改良工事本体工事と給食施設の改築工事を1年ずらす予定であったが、計画の再検討した結果、一括発注で進めていく見直しを行い、設計書もまとめる必要がある。あわせて営繕積算システムに合わせた設計書の作成を委託するものですとの答弁。

議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）、質疑はありませんでした。

請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願、委員より、保護者負担として給食費として負担していただいて、各学校で自校式で温かいおいしい給食を提供していますが、給食費の無償化を実現するには、本市の財政状況を鑑みると継続的な財源確保は現実的に厳しい状況と考えるので、この請願には反対との意見。

他の委員より、同意見で反対との意見。

他の委員より、国が学校給食として一貫して取り扱うべきもので、市で負担するのは高浜市の

情勢を考えると大変厳しい、生活保護世帯やそれに準ずる家庭も負担軽減されている。子育て生活支援ではひとり親世帯やひとり親世帯以外でも子育て世帯に生活支援金が出ているので、給食費を無償化するのは反対との意見。

他の委員より、いろんなところから財源を生み出せると思うので賛成との意見。

他の委員より、学校施設改修工事などで、非常に多くの予算をかけて学習環境を整えています。給食費を恒久的に使うことは優先順位として無理だと考えるので、反対との意見。

陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情、委員より、国が主導し科学的根拠に基づき、臨床試験を経て安全性と有効性が確認されているので陳情には反対との意見。

他の委員より、現在は自由接種であり、強制的ではないので、個人の判断に委ねることができるので反対との意見。

陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、委員より、国からの支援も増え、多くの家庭の負担が軽減されていると理解しているので趣旨採択。

他の委員より、私立も公立も教育を担う場所であるのは同じで、私立は独自の特色や設備、環境に差があり、費用負担に差があるので、全ての子供が平等に教育を受けられるのは理想で分かるので、趣旨採択。

他の委員より、公立高等学校を維持保守していくべきという観点から趣旨採択。

陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、委員より、県から支援も増えており、制度の見直しが段階的に進んでいるので趣旨採択。

他の委員より、愛知県でも私学助成もしているので趣旨採択。

陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情、委員より、愛知県の助成も多くあり、高浜市は所得制限はあるものの補助金を出しています。近隣の西三河の中でも非常に手厚い補助額になっており、これ以上の上乗せは難しいのでこの陳情には反対。

他の委員から、他市に比べて充実した補助制度になっていると思うので趣旨採択との意見。

陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情、委員より、陳情書に挙げられている項目は全ての国民の切なる思いであるので、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、全国の子供たちが均等に一定水準の教育が大切と考えるので陳情には賛成との意見。

採決の結果を申し上げます。

議案第54号、挙手全員により原案可決、議案第55号、挙手多数により原案可決、議案第56号、

第57号、第58号 財産取得について（追認）、挙手全員により原案可決、議案第60号、挙手多数により原案可決、議案第64号、挙手全員により原案可決、請願第2号、第4号、第8号、挙手少数により不採択、陳情第9号、第10号、挙手全員により趣旨採択、陳情第11号、挙手少数により不採択、陳情第12号、挙手全員により採択。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

以上が福祉文教委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、荒川義孝議員。

〔決算特別委員長 荒川義孝 登壇〕

○決算特別委員長（荒川義孝） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第53号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月17日から19日までの3日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、荒川義孝、副委員長には今原ゆかり委員が選出されました。

委員会記録の署名委員には、今原ゆかり副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査については、高取小学校給食施設、吉浜小学校の2件の視察を行い証憑書類の審査を午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号、歳出の3款民生費までの質疑を行いました。

3日目は、認定第1号、歳出の4款衛生費以降及び議案第53号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を報告申し上げます。

認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

一般会計全体について、委員より、財政の弾力化を示す経常収支比率が本市は97.6%で、全国平均が約93%、余力が2.4%しかないが、この数値をどう評価して、今後改善していく道筋はあるのかとの問いに、非常に経常収支比率が悪化しており、その要因として物価上昇等による物件費、扶助費などの上昇が影響し、これは本市だけではなく、県内他市を見ても同様だと考える。今後改善に向けて歳入面では積極的な企業誘致や市税徴収率の向上に取り組むなど、財源の確保に努めるとともに、歳出面では経常経費の見直しに取り組むほか、事業の重点化により身の丈に

合った財政運営を行う必要があるとの答弁でした。

次に、歳入1款市税について、委員より、法人市民税について、資本金10億円以上の法人に対して法人税割を標準税率6.0%から制限税率8.4%にした場合、約1億円の増収となり、資本金10億円以上の法人への不均一課税導入に対する検討が必要ではなかったのかとの問いに、不均一課税を導入する場合、対象となる企業に標準税率を超えた税負担に対し納得いただけることが最も重要で、現時点では納得していただける特別な事情が見当たらないことから、資本金等による不均一課税の導入は、現時点では考えていないという答弁でした。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金については、いずれも質疑はありませんでした。

7款地方消費税交付金について、委員より、地方消費税交付金の引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費の一覧から、各施策に充てられる地方消費税はどのように振り分けられているのかとの問いに、社会保障費については介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費、その他の社会保障施策の財源として使用しているとの答弁でした。

環境性能割交付金については、質疑はありませんでした。

9款地方特例交付金について、委員より、固定資産税の特例措置による減収を補填するための交付金ということであるが、何件の申請に対して何件の交付があったかとの問いに、何件というよりは住宅借入金の特別控除で個人住民税の減収があり、その補填ということで交付されたものとの答弁でした。

10款地方交付税について、委員より、他の委員から交付団体にならなければならないと質疑があったが、交付税の対象メニューにある借入れも数多く増やしていかなければならない。他の委員がふだん言う借りるべきでないとの主張と矛盾するが、総合的にいろいろ考えた結果が今の財政力指数だと思うが、それでよいのかとの問いに、たくさん借りれば当然基準財政需要額は増えていくので、交付団体になる確率が高まるが、何でもかんでも借入れというわけではなくて、バランスを考えながら必要なものには起債を張っているという状況であるという答弁でした。

11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金については、いずれも質疑はありませんでした。

13款使用料及び手数料について、委員より、社会福祉使用料のマイナス4.3%と幼稚園使用料のマイナス7.6%の理由はとの問いに、社会福祉使用料はいきいきホールの使用を会議室Bと小さい部屋に替えたことにより年間30万円ぐらいの減収が原因の一つ、幼稚園の使用料の減の理由は、電柱等の使用料が1,000円ほど減少していることが主な理由という答弁でした。

14款国庫支出金については、昨年度に比べて6.9%の減であり、国庫支出金が予算対比81.8%となっているが、その要因はとの問いに、国庫補助金の大きな減少があり、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金が1億60万円の減、価格高騰緊急支給給付金支給事業費補助金

が1億2,520万円の減となったことが主な要因との答弁でした。

15款県支出金については、委員より、生活保護費負担金、社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、保健衛生費補助金、教育総務費補助金、統計調査費委託金が前年に比べて増減率の幅が大きくなっている理由はとの問いに、生活保護費負担金は住所不特定者が対象で長期入院患者が転出されたり、救護施設に入所されていた方が特養に入所されたということにより廃止となったことによる減、社会福祉費補助金は介護施設等整備事業費補助金として5,305万2,000円をグループホームの整備費補助金として増、児童福祉費補助金の大きな減額の理由は令和4年度に県の独自の補助の愛知県子育て世帯臨時特別給付金の6,800万円ほどが令和5年度になくなった。保健衛生費補助金の対前年度500万円強の減は、県が高齢者のインフルエンザによる重症化予防、新型コロナウイルスが同時流行を防ぐために、令和4年度限定でインフルエンザ費用を負担して、補助金とする交付事業を行ったことや、教育総務費補助金の減額はスクールソーシャルワーカーや外国人児童・生徒日本語教育支援のための早期適応教室の人件費、栄養教諭の業務支援を行っているスクールサポーターの報償費における勤務時間数が減ったことによるものとの答弁でした。

16款財産収入について、委員より、歳入の総括表による予算対比77%の要因はとの問いに、不動産売却収入が当初予算は1,160万8,000円であるのに対し、収入済額が134万円となったのは、青木町にある売払いを予定していた普通財産が調整がつかず、残ってしまったことが一番の大きな要因との答弁でした。

17款寄附金について、委員より、ふるさと応援寄附金について、寄附金額が21.9%減少した要因はとの問いに、減収になった要因は寄附額が多い上位団体はさらに寄附金が伸びている状況で、逆に下位団体は寄附金が減少するという二極化がかなり進んでいる状況が全国的にある。返礼品として多く選ばれるものほど、検索サイトの検索表示が上位に出て、より選ばれやすく、逆に下位団体は埋もれていってしまうことから、本市は決して上位ではなく、下位のほうに入っており、令和5年度において10月から地場産品基準が厳格化され、駆け込み需要でふるさと納税が非常に多かったが、上位自治体に納税をするといった傾向があったという分析をしているとの答弁でした。

18款繰入金、19款繰越金については、質疑はありませんでした。

20款諸収入については、委員より、資源ごみ回収収益金について、前年度に比べて200万円ほど増額となった理由はとの問いに、紙類の資源ごみ買取り単価が前年度に比べ上昇したことが主な要因との答弁でした。

21款市債について、委員より、借入利率について0.400から1.550と幅があるが、高い利率については低くできなかったのかとの問いに、借入れに当たってはできる限り低利なものということで、公的な機関である市町村振興協会等に借入れするということであるが、本市に割り当てられる枠があり、その枠を超える部分については市中の金融機関等からの入札等により、低利なも

のを借入れするということで、入札の結果が反映されているとの答弁でした。

次に、歳出について。

1 款議会費については、質疑はありませんでした。

2 款総務費について、委員より、市民活動支援費における高取ふれあいプラザ駐車場整備工事が2件に分けられている理由はとの問いに、3筆駐車場として借りていたが、1筆返還を求められ、土地の現状復旧工事で74万2,500円、1筆を返還したことによる駐車場不足解消のため、隣接地を新たに賃借し、駐車場設置工事をする費用として129万8,000円を支出したもののとの答弁。

同委員より、ICT推進事業について、マイナポイント申込手続に関する市民へのサポートの実施における専用窓口の利用件数はとの問いに、令和5年度の利用件数は4,656件、マイナポイント第2弾の申込期限が令和5年9月末であったため、4月から9月末までの利用件数となっているとの答弁。

他の委員より、多文化共生推進プランの策定について、策定委員の中に外国籍の委員もいたと聞くが、意見としてはどのようなものがあったか。またプラン策定にどのように反映されたのかとの問いに、外国籍委員2名が在籍し、情報が届かず、活動のことを知る機会がない、日本語力を上げたいので日本人と話をしたい。紙媒体ではなく、直接声をかけてもらおうと参加しやすいなどの意見を踏まえ、イベントを通じて自然と交流し合える場の創出、外国籍市民への広報たかはまの認知、情報の取得につなげるため、電子的な発信及び多言語対応を図るなど、情報発信の充実という部分に反映したとの答弁でした。

3 款民生費については、委員より、地域子育て支援拠点事業運営委託料が昨年より金額がかなり多くなっているがその内容、特にひなたぼっこの年間利用数の減少に反して金額が増えている理由はとの問いに、子育て支援拠点事業の運営委託料の増加について、主に開設日数の増加が原因と考えていると答弁。

同委員より、放課後児童健全育成事業の委託料が昨年と比べて500万円ほど多くなっているが、人件費以外の増加の理由はとの問いに、高浜児童クラブの支援数が1支援から2支援に増えたことが主な理由と答弁。

他の委員より、避難行動要支援者支援事業について、避難行動要支援者個別避難計画の進捗状況はとの問いに、個別避難計画を作成するために必要な助言者としてピアサポーターの派遣を受け、計画の実効性、作成過程などについてアドバイスをいただき、避難訓練を実施、障がい者防災部会に協力を依頼し、障がいをお持ちの方に初めて出会った方と一緒に作業所から自宅までの移動する訓練を実施したと答弁。

他の委員より、出産・子育て応援交付金支給事業について、実績として出産応援ギフトが487件、子育て応援ギフトが390件であるが、両方同じ数字になるのが妥当と考えるが、件数に差がある理由はとの問いに、事業自体が開始されたのは令和5年2月1日からとなっており、出産応

援ギフトの対象者の申請が令和5年度に持ち越されたため、子育て応援ギフトとの申請の差異が発生したものと考えている。令和5年度の実績についてほぼ同数になってくるかと思うとの答弁でした。

4款衛生費については、委員より、高浜市環境基本計画作成業務委託料について、なぜ作成する必要があったのか、また作成する意義とどのような効果が見込めるかとの問いに、時代のニーズに合わせて環境行政を推進していく中、今後はこの環境基本計画に基づき、目指すべき環境像を見据え、掲げた施策の目標達成を目指し、総合的かつ計画的に環境行政を推進できる環境が整ったことが計画の策定の意義である。環境対策協議会をはじめ市民、事業者、小学生にアンケートを実施し、幅広い意見を取り入れながら策定することができたと考え、計画が掲げた施策を推進し、本市の環境保全を図っていききたいと考えるとの答弁でした。

5款労働費については、質疑はありませんでした。

6款農林水産費について、委員より、地域農政総合推進事業において、農業の担い手をどのように確保したか、またでか落花生の収穫高の推移はとの問いに、営農者やあいち中央農業協同組合といかにして担い手を確保していくかというところで協議を実施している。でか落花生の収穫高は昨年は出荷する上で、1袋当たり300グラムで販売し、それが3,426袋を出荷できたとの答弁でした。

7款商工費については、委員より、中小企業ステップアップ補助金について、申請件数が33件ということであるが、どんな業種が多かったのかとの問いに、理容業、窯業、学習塾、支援業が多く、その他様々な業種から申請をいただき、制度を活用していただいたと考えると答弁。

他の委員より、消費者相談について、市民を消費者トラブルから守るための消費者相談でどのような相談内容が多かったのか、また相談窓口開設の周知をどのように行ったかとの問いに、ネット販売における商品の返品であったり、決済に関するトラブルの相談が多くあった。周知方法は市のホームページで行っているとの答弁でした。

8款土木費については、委員より、道路新設改良事業の委託料について、道路設計業務委託の市道奥荒井線の排水路の設計についての詳細はとの問いに、委託内容は路線の測量と道路の詳細設計、擁壁の詳細設計、排水路は改築の設計を行うものとの答弁。

他の委員より、公営住宅費について、芳川住宅、湯山住宅、東海住宅、稗田住宅の現在の入居者数、もしくは入居率は。また、入退去の修繕費が4件あり559万530円となっているが、全額市が負担しているのかとの問いには、令和5年度末の入居者数は4市営住宅全体として81.4%、また入退去修繕費については空き室になっている居室の入居募集をするための修繕として天井、壁の塗装、クロス、建具、扉、サッシ、床材等の損傷箇所について行ったもので、退去時経年劣化による損傷により、入居者に原状回復を負わせない損傷箇所についての修繕であるため、全て市のほうの負担で行ったものであるとの答弁でした。

9 款消防費については、質疑はありませんでした。

10 款教育費については、委員より、かわら美術館・図書館の利用状況で図書館機能の利用者の内訳について、図書の貸出冊数やレファレンスの利用者などどのような利用が多かったのか、また美術館の利用について前年比較67件増えているが、利用人数は約1,000人近く減っているその理由はとの問いに、図書館機能における貸出冊数は10万3,396冊、レファレンスの利用は72件、美術館の施設の利用の減については1件当たりの利用人数は、小規模のグループの利用が増えているとの答弁。

他の委員より、中学校維持管理事業について、トイレの洋式化が進んだが、温水洗浄便座の設置状況と設置に対する考えはとの問いに、個別のトイレに洗浄機を設けることまでは考えていないが、多目的トイレについては今後設置の検討も進めていきたいと考えているとの答弁。

同委員より、たかはま夢・未来塾事業の講座開催状況について、定員に対してどれだけの参加率になっているかとの問いに、大方の講座が定員を満たしているあるいはオーバーしているとの答弁でした。

11 款災害復旧費、12 款公債費、13 款諸支出金、14 款予備費については、いずれも質疑はありませんでした。

認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、現在就学前までの子供の国保税が軽減されているが、就学前までの対象年齢を拡大して、国保税の軽減を図ることで、短期保険者証の発行を減少させることにつながることもある。高い保険料を引き下げるといった工夫についてはとの問いに、国保における子育て世帯の負担軽減施策については、これまでも国の方針に従い、出産育児一時金の支給額の拡大や出産予定者の被保険者の産前産後の国保税を一部免除するなどを行ってきた。国保税が支払えないなどの相談があった場合は、その都度納税相談により対応させていただきたいとの答弁でした。

認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、令和5年度の総括はとの問いに、保有地の草刈り及び貸付運用などを行い、適正な管理に努め、また準用河川鮫川の用地買収について、事業の進捗率は総筆数24筆のうち14筆は取得済みで順調に事業のほうは進んでいるとの答弁でした。

認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、修繕費と指定管理料について、駐車場の照明器具取替えとしてLEDに係る修繕費が103万7,300円計上されているが、電気代が削減されることによる費用対効果はとの問いに、計画的に修繕をしてきているが、電気代の影響を踏まえた上で指定管理料について更新をしていきたいと考えているとの答弁でした。

認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、要介護認定者の障害者控除対象者認定書を申請した人数はとの問いに、令和5年度の障害者控除の発

行数は99件との答弁でした。

認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、保険料徴収事業について、普通徴収現年度分と滞納繰越分とともに収納率が向上しているが、何か対策を行ったかとの問いに、担当職員が滞納者に対し、電話督促等お知らせなどをして、納付向上に努めたものと認識しているとの答弁でした。

議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定については、委員より、年間総有収水量が令和5年度502万6,844立方メートル、令和4年505万1,753立方メートル、2万4,909立方メートルの減、有収率が令和5年度97.62%、令和4年度98.07%、0.45%の減、それぞれ減となった理由はとの問いに、節水意識の向上等もあるが、昨年度の有収率が過去最高値であり、県内でも2番目の高さであった。0.45%下がっているが、この数値についても過去2番目の高い数値を維持することができていると分析しているとの答弁でした。

認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について、委員より、令和5年度の水洗便所改造融資あっせん制度の利用状況は、また低所得者にも利用しやすい助成制度を考えていくのかとの問いに、2件の利用があった、この制度については銀行から融資を受け、融資の利息分を補填するという制度であることから、現時点では制度を改める考えは持っていないとの答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第53号、挙手全員により原案可決、認定第1号、認定第2号、挙手多数により原案認定、認定第3号、認定第4号、挙手全員により原案認定、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、挙手多数により原案認定。

以上が審査結果の過程と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で委員長報告を終わります。

〔決算特別委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに一般議案、賛成討論で、議案第50号、第54号。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の改正は、特定非営利活動法人のりのりフットワークの所在地の住所変更に伴う条例改正となっております。今までのりのりフットワークの事業所所在地は南部ふれあいプラザとなっていました。南部ふれあいプラザは公共施設であることから、市民皆様の財産です。私の調査によると、その場所を主たる事業所として市の了解を得て適正な手続を行うことなく、使用していたということが判明いたしました。市は無断で公共施設を法人の主たる事業所として使用されることがないように、しっかり確認する必要がありますが、条例にうたわれていたということは、市も認識していたということになり、あまりにも不適切でありました。また、これまで主たる事業所として使用していたので、適正な使用料金を当該法人に対し請求すべきです。

今回の条例改正により、不適切であったところが、是正されることになることから、賛成しますが、今後このようなことがないように申し上げ、討論いたします。

引き続き、議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

高浜南部老人憩の家は、新耐震基準以前の昭和49年に建設された木造平屋建ての建物であることから、耐震の保証がないことが明らかな建物でした。平成23年に発表された高浜市公共施設マネジメント白書には、早急な対応が必要と明記されていたにもかかわらず、13年以上も放置されてきましたが、解体されることになり、それに伴い条例改正されます。

このたび施設を利用していたいきいきクラブが正式に解散をしたとお聞きしました。今後は高齢者だけでなく、地域で誰もが気軽に集い、交流できる場の提供が必要であります。地域任せにするのではなく、積極的に市が関わり、そうした場の提供をお願いしたいと思います。

耐震のないこの施設は廃止されますが、敷地内に設置されていた電話ボックスが撤去される予定とお聞きしました。電話ボックスは、災害時電気の供給が止まった場合でも独自のインフラ機能があることから利用できる場合があり、災害時に大きな役割を果たす可能性があると考えます。現在NTTは電話ボックスの撤去を進めておりますが、企業の社会貢献のために残していただくよう強く要望していく必要があります。すぐ隣の洲崎公園に移転し、災害時に利用できるようお願い申し上げます、賛成討論いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、次に、議案第52号、第55号から第58号に対する反対討論です。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第52号 市道路線の認定について、反対の討論を行います。

今回の市道路線の認定は、開発行為により築造された道路を市道として認定するものであります。都市計画法第3条第1項には国及び地方公共団体は都市の整備、開発、その他都市計画の適正な遂行に努めなければならない。また、愛知県開発許可技術基準の目的は、この基準は都市計画法に基づく開発許可制度の技術に関する運用について、明確な基準を定めることにより良好な市街地の形成及び適正な法の執行を図ることを目的とするとなっております。

都市計画法に基づいた開発であれば、町全体の景観や自然環境とのバランスを意識して、全体の調和が行われます。しかし、無秩序に開発が拡散していくと、こうした調整が不可能となり、都市としての魅力が低下するだけでなく、災害に弱いまちになってしまうことも否定できません。

私は、論地町の開発面積やこれらの開発が一体で行われたのかについて総括質疑でお聞きしました。しかし、副市長が私にどこがどういうふうに法的に問題があるのか答えるよう求め、質疑に対するお答えがありませんでした。これでは説明責任を果たしたとは言えず、説明や質疑に対する明確な答弁がなければ審議もできません。よって、議案第52号については賛成することはできません。

引き続き、議案第55号 工事請負契約の変更について、反対いたします。

工事請負契約の変更理由は、高取小学校給食室の解体が中止されたことに伴い、契約金額を1,144万円減額するものです。高取小学校給食室は、今後改修を行い、高取北児童クラブとして児童が使う施設となります。この定例会初日にこの給食室の改修工事費が補正予算で計上され、予算額7,948万6,000円で可決しました。改修予定の7,948万6,000円から給食室を解体した場合の工事費1,144万円を引いた金額は6,800万円余りとなり、この金額であれば、旧給食室を当初の計画どおり取壊し、新築するほうが良いと考えます。

全世代学習館は54.45坪であったことから、坪120万円で建設しても費用は6,534万円になり、6,800万円以内で済みます。決算特別委員会の初日に高取小学校の新しく建設された給食室を視察いたしました。高取北児童クラブは、高取小学校北校舎のさらに北にある旧給食室に設置されることから、運動場から離れた場所になるだけでなく、運動場は全く見えません。

一方、高取南児童クラブは、高取小学校南校舎にあることから、すぐに運動場に出ることができる上、室内から運動場で遊ぶ児童の様子もうかがうことができます。そして、高取北児童クラブの建物から運動場までは、高低差があることから、車椅子ユーザーに対応できているのか心配になり、勾配について学校経営グループに確認しましたが、勾配についてどれくらいあるのかも認識がされていませんでした。以前から申し上げておりますが、旧高取幼稚園は耐震があったにもかかわらず取り壊され、その後児童クラブが活動していた全世代学習館の建物に耐震がないこ

とが判明しました。残念ながら現在旧高取幼稚園は解体され、更地となっていますが、まだ売却が決まっていません。この土地の一部に新たに児童クラブを建設すれば、運動場に隣接した建物となり、日当たりもよく、風通しもよく、児童にとってよりよい環境になるのではないのでしょうか。

また、旧給食室の場所を以前の計画どおり駐車場にして、駐車場となったプールの跡地を児童クラブとして建設することも可能ではないでしょうか。高取小学校給食室は、校門に近い場所で新築で移転されました。旧給食室の改修にコストをかけるのであれば、旧給食室は取壊し、新たに児童クラブを建設するほうが児童が生活するための環境面についてよりよいと判断いたします。したがって、この契約については反対いたします。

続きまして、議案第56号、第57号、第58号 財産の取得について、反対討論を行います。

この3つの議案は、本来議決が必要であった財産の取得について、議会の議決を経てこなかったことが判明したことから、議会の追認を行うという説明がありました。この契約について可決されれば、これまで違法であった状態が遡って適法になるということになります。

今回の契約については、福祉文教委員会での答弁により疑義があったため、その後、愛知県や文部科学省へ調査を行いました。

まず、本会議1日目に小・中学校で使用する教科書は4年に1回新たに採決が行われますが、これに合わせて教師用教科書及び指導書も更新され、愛知県の特約供給所が選定した取扱い書店から購入することとなっています。高浜市においては株式会社不二商会と有限会社日新堂書店が取扱い書店に指定されていることから、この2社と単価契約にて契約を締結し、購入していますと説明がありました。

生徒及び児童へ無償で配布する教科書については、文部科学省が国が発行者である出版社と契約を行い、愛知県の場合、出版社が小学校は愛知県教科書特約供給所、中学校は愛知県教科書用図書卸商業協同組合へ委託を行います。そして、愛知県教科書特約供給所と愛知県教科書用図書卸商業協同組合がそれぞれの地区の取扱い書店に教科書の配布について割り当てています。なので、生徒、児童用の無償配布教科書は説明のとおりかと思いますが、教師用教科書及び指導書は全く違うことが分かりました。

生徒・児童が使う教科書は、国が出版社と契約を結ぶと先ほど申し上げましたが、教師用教科書及び指導書は、購入するかどうかは自治体の判断となり、各自治体が契約を行うこととなるので、国や県は全く関与していません。市の単独事業なので、生徒・児童へ無償配布をする教科書と別に考えなければなりません。

今回2社との契約になっており、また追認される契約全て随意契約となっていました。そして、随意契約の理由は地方自治法第167条の2第1項第2号を根拠とすると説明がありました。高浜市が教科書供給所と直接契約していれば、この2号随契は成立すると思いますが、契約相手が書

店では成立しないと思います。教科書は、個人でも購入することが可能で、その場合、取次店となっている書店であれば、どこの書店でも購入が可能となります。

また、3つの小学校との契約では、随意契約理由が教師用教科書、指導書の購入については、愛知県教科用図書卸商業組合より日新堂書店が取扱業者として指定されているためとなっているとお聞きしました。民間企業が決めた業者から指定されるということについて、随意契約の理由が成り立つのでしょうか。

よって、今回の契約については、随意契約理由が不適切であると判断することから、議案第56号から第58号については賛成できません。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第52号、第55号から第58号についての賛成討論です。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第52号 市道路線の認定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの反対討論ですが、都市計画法を盾に全般の開発行為については法的な文章を根拠づけて説明のほうをされたと思うんですが、実際今回の議案についての肝は、市道路線の認定についてであります。それについての都市計画法の根拠が全く示されておりません。ですので、いかに法律の根拠を基にして実施されたかというのを説明のほうをさせていただきます。

〔不規則発言あり〕

倉田議員、不規則発言やめてくださいね。

本議案は、市道路の認定は都市計画法第29条に基づく開発行為等により築造された道路を都市計画法第40条第2項、公共施設の用に供する土地の帰属に基づいて開発完了の公告の翌日から管理が市に帰属いたします。よって、本市に帰属等されたものを新たに市道認定したものであります。

また、この帰属された道路については、愛知県が開発行為の完了検査を行っており、許可の内容に適合した道路が帰属されており、特段問題がないと判断されるため、本議案には賛成をいたします。

続いて、議案第55号 工事請負契約の変更についてであります。こちらにつきましても市政クラブを代表して賛成の立場で討論のほうをいたします。

本議案であります。高取小学校長寿命化改良工事において、当初の契約では既存の給食施設は解体する内容となっておりましたが、その後全世代楽習館の施設利用の廃止が決まり、児童クラブ事業を継続させるため、敷地内に既存の施設を存置、改修し、児童クラブ活動を実施することになったことから、当初契約から既存給食施設の解体工事分1,144万円を減額する工事請負契

約の変更は当然の流れであります。

また、この減額の変更については、当初の設計に基づいて適正に変更額を積算され、内訳として建築工事の止め分として約726万円、電気工事の止め分として約22万円、機械工事の止め分として約55万円、共通費等諸経費として341万円と詳細に示されております。

先ほどの反対討論で代替案ということでいろいろな案は提案されましたが、専門家における提案であったのか、その辺等も示されておられませんので、数字的な根拠は全くないと思い、賛同しかねる部分であります。

また、先般質疑において、補正予算としてなぜ計上しないかといった議員がおりましたが、本事業は既に議決済みの繰越明許であります。補正も流用もできないということを申し添えておきます。

以上のことから、事業契約約款にのっとり、遂行される変更契約であるため賛成とさせていただきます。

次に、議案第56号、第57号、第58号 財産の取得について（追認）について市政クラブを代表して賛成の立場で討論のほうをいたします。

先ほども反対討論の中でいろいろ説明があったと思いますが、小・中学校で使用する教科書ですね。4年に1回改訂、新たに採択されますが、これに合わせて教師用の教科書及び指導書も更新されなければなりません。教科書発行に関する臨時措置法第10条によると、発行者は愛知県の特約供給所が選定した取扱い書店を通じて学校へ配本されます。本市は株式会社不二商会と有限会社日新堂が取扱い書店に指定されていることから、この2社と単価契約にて契約を締結し、購入されていますので、全く法的に問題ありません。

先ほど指導書、それから教師用の教科書という話もありましたが、随契を理由に反対討論がありました。便宜上、児童・生徒の教科書を使用するということでは、併せて教師用教科書、指導書を同じ取次書店と契約して配本を行うということについて、便宜上のことだったと考えます。

また、本年7月上旬、他の自治体からの照会により議会の議決が必要と思われる事案が3件あることが確認され、県外の自治体と同様に事案に関する対応を確認したり、庁内で議論されたと聞きます。この教師用の教科書及び指導書の購入については、単価契約としている自治体も多いです。契約時の総額が確定できないことから議決は不要ではないかとの見解を示す自治体もあり、判断も分かれるところであると思いますが、高浜市議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては議会の議決を経る必要があります。適正な事務執行のためにも今回議会の議決を経る必要があるとの判断の下、追認という形で上程されています。議決を経ない契約の効果については地方自治法上の明文の規定はありませんが、行政実例などによれば議会の議決が必要とされる契約で議決を経ることなく締結した契約は違法であり、無効なものとする見解もありますが、多くの判例では議会

の議決を経ずに行った案件でも、これを追認的に議決することにより治癒されるとの解釈が一般的であり、追認により契約日に遡って有効となるものとして扱われます。

今回、この議案について先ほど反対討論がありましたが、反対するということは締結した契約を違法かつ無効状態で放置し、加えて配本された指導書においてなされた教育活動そのものを否定することにつながりかねません。

よって、議案第56号、第57号、第58号は法的に安定させるためにも追認が必要と考え、賛成といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、補正予算の討論に入ります。

議案第60号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、反対討論を行います。

高浜南部老人憩の家解体工事費937万3,000円及び全世代楽習館解体工事費3,682万8,000円について反対いたします。

耐震の保証がない、または耐震がない建物であったため解体となりますが、高浜市公共施設総合管理計画が策定され、既に8年が経過しているのにもかかわらず、なぜ補正予算で解体費が計上されるのでしょうか。計画性のなさが露呈していると言わざるを得ません。

特に、全世代楽習館は、平成15年に4,231万5,000円かけ、全面的な改修を行いました。新耐震基準に則した工事内容ではなかったようで、僅か20年余りで耐震がないことが判明し、3,682万8,000円かけて解体することになります。よって、僅か54坪の建物に対し約8,000万円かけて何も残らなかったということになります。

そして、解体工事費が両施設とも異常です。高浜南部老人憩の家は、約20坪の木造平屋建てです。木造の解体費用の相場は坪2万円から高くても5万円です。しかし、高浜南部老人憩の家は坪46万円以上となります。相場の倍の10万円で計算しても工事費は200万円で済むことから937万3,000円はあり得ません。

同様に、全世代楽習館は面積54.45坪のコンクリートブロック造です。よって、坪当たり67万円余りの工事費となります。鉄筋コンクリート造の建物の解体相場は坪3万円から5万円と言われていますが、全世代楽習館はコンクリートブロック造なのでもっと安価になります。今回の解体予算は相場の10倍以上となります。そして、コンクリートブロック造であれば、特に大きい重機は必要ないとお聞きしております。

一方で、鉄筋コンクリート造の高取小学校給食室の解体費用が1,144万円減額となることから、

解体費用は坪22万8,800円となります。旧高取幼稚園の解体費用は2,678万5,000円であったことから、坪13万円余りとなります。高取小学校給食室や高取幼稚園と比べても高浜南部老人憩の家の坪46万円、全世代楽習館の坪67万円はあまりにも高額な予算であることは明らかです。結局市の職員が解体費の設計見積りをしなければこのように民間からとてつもない金額の見積書が出てきてしまいます。

相場からかけ離れた高額な予算計上はあり得ないことからとても賛成はできません。

以上です。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、議案第60号の賛成討論。

1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長からお許しをいただきましたので、議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、庁舎に防犯カメラを設置するといった件です。これは御存じのように、7月16日に発生しました放火事件を受け、これを新たにカメラを設置するということでございます。事件の発生時にカメラがなかったというのは、少し驚きと残念な気持ちになりました。

今後同様の事件があってはならない、あってははいけませんが、万が一のため来庁される市民の安心、安全のために、また対応される職員の方々の安全にもつながる、そのための設置であり、この件に関して賛成といたします。

続いて、南部老人憩の家解体についてでございます。

これ議案第54号で廃止といった議案が出ております。この建物自体が今後使用されることもない、将来にわたって不要であるといったことで今回解体となりました。改修工事費について高額であるといった意見もございますが、建物によってそれぞれ解体費が変わってくることは明白であります。また、昨今の人件費の高騰によって高額ではないですね。費用となったことも納得するところであり、今後人件費については上がることはあっても下がることはないと考え、このまま放置し、将来壊すとなったときには、今回の費用よりも高額になるということも十分考えられます。

さらに、ここは借地であり、取壊しによって地代が借地料が不要になるといったことも考えますと、コスト的には今壊してしまうのが一番安く上がるのではないかというふうに考えます。

続いて、全世代楽習館の解体についても、これは皆さん御存じのとおり耐震性がない、耐震性が低いということで、昨年より使われておりません。工事費についても、これも同じように言われますけれども、工事費云々ではなく、耐震性のない建物が現存している、まだ残っているとい

うことは、万が一というか、災害が起きたときに倒壊するおそれが高い、そうなった場合、近隣に多大な迷惑がかかるといったことが懸念されます。

この全世代楽習館の解体の目的としては、危険性の除去、これに尽きると考えております。

以上のことをもちまして、議案第60号に対し賛成とさせていただきます。

〔1 番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、決算関係議案に移ります。

認定第1号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について意見を申し上げます。

市長は、基金というのは生き物なんですよとおっしゃいました。生き物だからこそ今後どうなるか分からない、リーマンショックのようなことが再度起こるかもしれませんし、大地震などの災害により莫大な被害を受けることがあるかもしれません。何が起こるか分からないからこそ税金を無駄に使ったり、ばらまきをしたりせず、また貯金をどんどん崩すことなく、健全な財政運営が必要になってきます。

長期財政計画の推移において、基金の残高も令和6年から8年、財政調整基金が10億円を切るということでございますが、枯渇することなく、財政運営は行っていけるものと答弁がありましたが、検収調書には令和40年度までの長期財政計画中は枯渇しないように運営を行っていくと記述されていました。ということは、不測の事態が発生すれば、簡単に枯渇する可能性があることを示した記述であります。

また、当初財政調整基金について10億円を目標としていたところ、枯渇するかどうかまでを検討し始めたということは、危機的であります。

私は既に行財政改革に着手すべきときを逃したと思っています。なぜなら、実質単年度収支がマイナス5億4,795万5,000円、ここまで財政調整基金を減らし、基金からの繰入れを続け、地方債現在高と債務負担行為、いわゆる将来負担が176億円を超えてしまっています。このような危機に陥ることは既に分かっていたことであるから、このような事態になる前に手を打つべきではなかったでしょうか。

入るを量りていずるを制す、この言葉は現在でも国家財政や地方財政の運用の原則です。まず、歳入を増やす努力をしてきたかどうかというところです。

国の交付団体になるためには、地方債を増やすことになり、結果として借金を増やすことになるという議員の発言がありました。しかし、ただ単に事業を行って地方債を増やすのではなく、交付算定となる事業を行い、交付算定台帳に反映させ、市民サービスにつなげてきたかどうか

重要です。高浜市では、国からの補助金や交付金を増やすことに特化した職員がいるのでしょうか。財政力指数1.0というのは、財政を理解している方からすると、普通地方交付税はなく、かといって刈谷市や豊田市、またみよし市のように、財政がずば抜けてよいわけでもない、いわゆる残念な自治体であると言われています。厳しい財政運営になることは明らかです。

この数字をもって住みよいまちとなっていれば、問題ないかもしれませんが、住みやすさランキングでは全国800市区中、高浜市は521位で平均以下です。不交付団体維持のため、行政サービスを削減し、また適正に執行してこなかった結果ではないでしょうか。

そして、一番の問題は無駄な支出や費用対効果の見られない事業を続けていることです。美術館・図書館に対し、令和5年度は2億5,000万円以上使用しました。愛知県内で美術館を所有している自治体は県下54自治体のうち11市のみです。そしてそのうち、総務省が示す高浜市と同じ小都市は碧南市と清須市ですが、税収は高浜市の約1.7倍から約2倍であることから、美術館は高浜市の財政力で所持する施設ではないと思います。

総務部長が答弁の中で、身の丈に合った財政運営を行う必要があると発言がありました。まさに身の丈に合っていない施設ではないでしょうか。

ふるさと納税寄附金は高浜市への寄附額が6,461万4,000円ですが、これに伴う事業費が3,331万2,787円、市外への寄附が1億3,587万7,462円となり、差引きマイナス1億457万6,249円となりました。

ふるさと納税の制度については、私も問題視していますが、この制度がある以上、寄附額を増やす努力が必要となり、今回のように1億円以上もマイナスになってしまう事態は、何としても避けなければなりません。計画的に対応していくべきです。

また、今年度から市民活動に対する活力あるまちづくり事業のメニューが創出されました。まちづくり協議会やまちづくりパートナーへは既に適正な交付を行っていると考えます。

ふるさと寄附金に余裕があれば、問題ないかもしれませんが、1億円以上もマイナスとなっています。現在クラウドファンディングなど、自ら寄附を集めることはできますし、活力あるまちづくり事業だけ、なぜ新たにメニューが創設されたのか理解できません。中学校の部活動応援事業費や子供たちへの環境整備事業など、様々なメニューが考えられたと思います。

また、年度途中からこの制度を始めたということで、消防団もりあげ隊と高浜の防災を考える市民の会以外の団体については、次年度に繰り越して活用するという答弁がありました。計画性がなく、年度の途中から始めたということに驚きを隠せません。

情報公開審査請求について、いまだ令和3年3月1日に請求があった案件が審査会へ諮問もされていません。既に3年以上経過しております。また、令和2年12月14日に審査請求があった案件について、いまだ答申が出ておらず、次年度へ継続されたことが分かりました。請求から4年近くがたとうとしています。そして、次年度への繰越しも16件あるということでした。

審査請求が提出されたら、担当部署は請求どおり開示するかしないか、すぐに判断し、開示しない場合、即座に審査会に諮問すべきです。また、審査会に諮問された案件においても、いまだ令和2年12月の答申が出ていないことは、請求者の知る権利を侵していることになります。迅速な審査ができない、審査会委員の資質にも問題があるのではないのでしょうか。委員の選出方法も含めて抜本的な解決が必要であると考えます。

公用車の利用についても、楽習館児童クラブの児童の送迎に利用されました。結局、現在高取小学校図工室で活動を行っているということですが、なぜ全世代楽習館の利用が停止されたとき、小学校の校舎がすぐに使えなかったのか不思議です。

多文化共生コミュニティセンターについては、人にやさしいまちづくり条例については、まだ対応中であり、耐震の保証がない建物を利用している点について、令和5年度も改善がありませんでした。

高浜市総合サービスへの委託業務は、市民窓口グループをはじめとする庁内各部署、給食調理、学校用務員、いきいき広場清掃業務、公共施設の管理委託など多岐にわたっています。そして、随意契約で契約が行われ、契約金額については高浜市総合サービスから見積書を徴収しているということでした。

まず、高浜市総合サービスが行っている事業については、地方自治法第167条の2第1項2号の理由は成り立ちません。7号の理由については、市が契約金額の積算を行い、高浜市総合サービスの積算が格段に安価であれば成立しますが、昨年度と比べ適正かどうか判断したという答弁や民間からの見積りを取ったという答弁だけで、市が積算を行ったという答弁はありませんでした。市が直接雇用した場合も含め市の見積り金額を示すべきではないのでしょうか。現在消費税も10%となっており、委託した場合、人件費についても消費税を委託費に上乗せしなければなりません。まして、偽装請負とならないように、各部署にチーフを配置していれば、チーフ分の人件費も必要になってきます。よって、契約の大幅な見直しが必要であると考えます。

学習支援のアスクネットとの契約についても、一者随契でありました。また、積算についても業者からの見積りという答弁がありました。これでは、業者が示してきた金額をそのまま支払っているということになりませんか。

旧高浜分院の建物への固定資産税1,191万7,400円を豊田会へ補助しています。旧高浜分院は2019年7月に病院機能を高浜豊田病院に移転したことから、約5年病院として使われることなく、廃墟同然となっていました。

地方自治法第232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるとあり、公益上必要があるか否かについては、当該地方公共団体の長及び議長が個別の事例に即し認定することになるが、この認定はどのような場合にであっても補助をすることができるという自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められ

なければならないとされています。補助金は公益目的にしか拠出できず、旧高浜分院は現在使用していないので、用途に照らして公益上必要があると言えない状態ではないでしょうか。

このような状況で、旧高浜分院の固定資産税相当額を市が補助できる法的な根拠を示していただくよう委員会で質疑しましたが、補助金交付要綱に基づき固定資産税相当額を豊田会に補助するという答弁でした。そうであれば、地方自治法に基づかない要綱を制定したことになるため、非常に問題です。

庁舎のリース契約満了後については、これまで全く検討されてきていないようですし、リース契約後に再リース、または買取り、建て替え、どれを選択しても大きな費用がかかってきます。まして、老朽化したクリーンセンター衣浦のごみ焼却施設について2051年の安城市との広域化までどうするのか、まだ決まっていますが、これらの費用については長期財政計画には反映されておりません。私は令和5年度一般会計決算を検証した上で、現在示されている長期財政計画は今後成り立つとは到底思えません。

以上をもって、令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について反対いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、認定第1号、賛成討論を許します。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年度決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、市政クラブを代表して賛成討論を行います。

一般会計、特別会計を合わせた決算総額では前年度比、歳入で4%増加し、歳出で6.2%増加している。一般会計では、前年度と比較して4.5%増加し、歳出で7.5%増加している。財政面から見ると、自主財源比率が59.9%となり、前年度比より2.1ポイント低下している。歳出面では義務的経費において前年度と比較して人件費は減少したものの扶助費及び公債費が増加したため、全体では2.3%増加している。投資的経費では、前年度と比較して普通建設事業費が増加したため87%の増加となった。その他の経費では、前年度と比較して補助金等は増加したが、物件費、投資及び出資金などの減少により0.05%減少したと、令和5年度高浜市決算審査意見書が添えられました。

令和5年度主要新規事業等の主な概要から見ると、2款総務費では、地域内分権推進事業では南部ふれあいプラザ耐震補強工事実施設計業務委託料では、耐震審査の結果、基準を満たしていなかったため、地域内分権の拠点施設であるため、早急に対応がされた。

3款民生費では、老人憩の家等管理運営事業（高浜北部老人憩の家解体工事費）では、使用しなくなったため解体して、借地を地主へ返還された。

保育園管理運営事業、小規模保育事業（保育所等給食費軽減対策支援補助金）では、民間保育所等の給食経費の負担が軽減されることで、保育所等は保護者負担を値上げすることなく、給食を安定して供給することができました。

子ども・子育て会議運営事業（子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料）では、子ども・子育て支援法に基づき、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策を定期的に審議する会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しなどを行い、こども家庭庁が策定する子ども大綱を勘案した計画を策定いたしました。

高浜市子育て世帯支援給付金支給事業では、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に支援して、18歳以下の児童を養育するものに対して、児童1人当たり1万円を支給されました。

出産・子育て応援交付金支給事業（出産・子育て応援交付金）（伴走型相談支援事業）では、妊娠や子育て家庭の孤立感や不安感を取り除くため、経済的支援10万円相当を実施するとともに、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図りました。

4款衛生費では、妊婦出産包括支援事業（妊産婦健康診査費）では、多胎（双子等）の妊娠に対する妊婦健診費用の助成を拡充し、安心して出産を迎えることができる環境を整えました。

同じく、環境衛生対策推進事業（環境基本計画作成業務委託料）では、環境を取り巻く問題は大きく変化するとともに、複雑・多様化しており、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減など、新たな課題への対応が求められているので、環境政策を総合かつ計画に推進させるために行われました。

また、公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託料では、地域脱炭素の実現に向けた公共施設への導入計画を実施するためのものです。またスマートハウス設備設置費補助金は、戸建住宅への太陽光発電設備及び家庭用燃料電池システム等の地球温暖化対策設備の導入を支援し、二酸化炭素排出量の抑制を推進しました。

あわせて、ごみ処理基本計画作成業務委託料では、一般廃棄物処理基本法を新たに作成されました。

7款商工費では、中小企業ステップアップ補助金は生産性向上等を支援することにより、市内業者の持続的発展を図る目的で実施されました。

10款教育費事業では、高取小学校給食施設改築工事費では、子供たちへの給食を安心、安全に提供するために実施され、さらに運動場を利用する際のトイレを設置しました。

吉浜小学校長寿命化改良工事費では、老朽化対策の一体的整備を実施し、学校施設の安全を確保し、教育環境の改善を図りました。

高浜中学校トイレ改修工事では、トイレを洋式便器化・乾式化を実施しました。

吉浜幼稚園長寿命化改良工事費では、経年劣化を回復するとともに、機能向上を図りました。

高取幼稚園解体工事費では、民間園たかとりこども園の開園に伴い、高取幼稚園が閉園となり、

園舎が残置された状態であったので解体工事を行い、敷地を跡地活用しました。

以上が主要新規事業等の概要から主なものを紹介させていただきました。

ほかにも市民生活には欠かせない安心、安全につながる取組を多く実施されております。

令和５年度は、第７次高浜市総合計画の基本計画のスタートとなり、将来の高浜市を展望して目指したい未来を描き、将来を実現するためにどんなことに取り組むべきか、取り組むに当たり課題は高浜市の現状を整理して、バックキャスティングの考え方で作成されました。市政クラブは基本構想に定める将来都市像の実現に向けた「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち大家族たかはま」を実現するため、目指すべき姿、個別目標13を予算編成に当たり政策提言をして要望しました。

大変厳しい予算の中でありながら、着実に堅実に効率的に効果的に実行されたものであり、この認定第１号の令和５年度一般会計歳入歳出決算認定に市政クラブとして賛成するものであります。多くの議員の皆様方の御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時。

午前11時57分休憩

午後１時00分再開

○議長（杉浦康憲） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論で決算関係議案を再開いたします。

認定第１号、第２号、第５号から第８号、反対討論を許します。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、認定第１号、第２号及び第５号から第８号までにつきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

認定第１号 令和５年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

一般会計の歳入決算額は190億6,205万745円、歳出決算額は186億6,711万1,401円、対前年度比、歳入が104.5%、歳出が107.5%となっており、実質収支額は３億8,479万344円でした。

資本金10億円以上の法人への不均一課税について、法人税割の税率を6.0%から制限税率8.4%にすると１億円ほどの増収となります。山積する住民要求や政策課題に応えるためにも、ぜひ財源として早急に実施することを求めます。

また、都市計画税については、目的税で0.3%納めています。一方、碧南市は0.25%、西尾市は0.28%で、こうした軽減をしている自治体を見習い、高浜市でも税率引下げをし、市民の負担を軽減すべきであると考えます。

総務費では、平和首長会議パートナーシップ負担金2,000円が計上され、市長も平和首長として加盟されています。1982年核兵器廃絶に大きく世界が動いているときに、広島市長が呼びかけ設立されました。その後、世界と日本に広がっている平和首長会議の加盟首長としてぜひ誠意をもって呼びかけに応え、平和と核兵器廃絶に力を注いでいただきたいと思います。

2025年は終戦80年となります。1994年3月、高浜市議会が非核平和都市宣言に向けて決議をしました。しかし、市としては非核平和都市宣言を制定していません。被爆や戦争の悲惨な体験を繰り返さないためにも、非核平和都市宣言の制定を行うことが重要であると考えます。

マイナンバーカードの交付件数は6,496件、マイナポイントの付与が昨年9月に終了したことにより、前年度より半減したとのことです。12月2日から保険証の発行が廃止となりますが、マイナンバーカードを持たない人のために、資格確認書を発行できるようにしたのは、国民の世論と運動によるものです。プライバシーの保護や情報の流出など、問題だらけのマイナ保険証は中止されるべきです。

民生費では、生活保護費に関し地球温暖化で気温が上昇してきている中で、冬季加算だけでなく、夏季加算は必要です。健康で文化的な最低限度の生活を送るため、また命と健康を守るためにもこの夏季加算はぜひ検討されるべきと考えます。

教育費では、生理用品の配布に関し、必要とするときに保健室へ行って養護教諭と話をしての配布となっております。これは児童・生徒にとってはかなりの精神的負担になります。親によるネグレクトや貧困により、生理用品を買ってもらえない子供がいる中、そうした子供が毎回自分だけ保健室にもらいに行かなければならない、その恥ずかしさ、悔しさはいかばかりかと思います。一方で突然必要となり保健室まで取りに行くことができない場合もあるかと思います。生理用品がトイレにあり、誰もがトイレで気軽にそれを手にして使えるようになる、これでどれだけ子供が助かるのか、トイレットペーパーと同様にトイレ内へ設置されるべきであると考えます。

以上をもって、認定第1号、反対とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険加入者の現状は、年金生活者である高齢者が増え、さらに非正規雇用者の加入なども増えているという状況です。そのため、国保は事実上、低所得者でほかの健康保険に入れない人々の医療保険となっています。国保加入者の所得が低下しているにもかかわらず、保険料は上がり、さらに近年の物価高騰も加わり、結果支払いが困難になり、高くて払えないとの声も出ています。短期保険者証も令和5年度で世帯数4,601世帯のうち235世帯に発行されています。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。国保は所得の少ない方が多く加入しており、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。そのため、国庫負担を増やすなどの手だてを取るよう国へ強く要請すべきです。このこと

では、全国知事会や市長会においても同じように発言されています。

一方、会社員や公務員が加入している被用者健康保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。しかし、国民健康保険では均等割の仕組みがあるために、被保険者の数が多くなるほど国保税の額は上がっていきます。つまり生まれたばかりの赤ちゃんからも保険料を徴収し、子供が増えるほど負担は重くなる、これこそ公平性を欠く制度であると言えます。

被保険者の数に応じて人頭税のように係る均等割に関し、2022年度から未就学児に係る均等割が半額に軽減されましたが、それ以上拡大される動きは依然としてありません。資本金10億円以上の法人に対し、法人税割を制限税率8.4%に引き上げれば約1億円の増収が見込まれますが、これにより国保加入者の負担軽減を図ることができるのではないのでしょうか。

国保加入者の命と健康を保障することを第一に考え、加入者の立場に立った運用を行っていただくよう求め、反対とさせていただきます。

次に、認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和6年3月末現在の要介護認定者数は1,211名、そして令和5年度の障害者控除対象者認定書の発行数については99件とのことでした。現在、この障害者控除対象者認定書の認定方法については、近隣市と足並みをそろえた形で要介護認定者からの申請によるものとなっております。知立市のように、要介護認定者に対しては申請によらず、全ての人に発行されるべきものであると考えます。

一方、調整交付金につきましては、令和5年度は2.78%とのことでしたが、本来この分は5%交付されるべきものです。国が25%補助を行うべきところを20%とし、残りの5%は後期高齢者の比率や所得水準によって変動し、これまで5%補助されたことはありません。介護施設の実待機者数については、令和6年2月現在で89人、8月現在で75人とのこと。介護の必要な高齢者は今後増加していくものと考えられますが、国の負担がなければ介護保険料を増やすかサービスを落とすしかありません。

高浜市の介護保険料は近隣5市でも愛知県内でもトップクラスであり、これに関しては上乗せや横出しサービスの制度によります。上乗せサービスは廃止されましたが、横出しサービスの制度は依然として残り、これが介護保険に入れて計算されている分、高くなっております。年金などの収入が少ない上に、高い介護保険料を払い、それで食費などで生活がいつぱいのところにサービス料まで支払えない人もいます。そうした人のためにもこの横出しサービスを市の福祉施策で行うことにすれば、介護保険料の引下げは可能であると考えます。よって、反対とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

2年ごとに改定される後期高齢者医療の保険料率ですが、令和6年度及び令和7年度の所得割

率は9.57%から11.13%へと、1.56%引上げられ、また均等割額は4万9,398円から5万3,438円へと、4,040円引き上げられました。そして賦課限度額については66万円から80万円となりました。

2022年10月に原則1割負担の75歳以上の人の医療費窓口負担に2割負担が導入されましたが、さらに政府は今年13日、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定し、高齢者施策の中長期指針、高齢社会対策大綱に明記しました。現在75歳以上の窓口負担は原則1割ですが、一定所得があれば2割、現役並み所得の場合は3割です。大綱では現役並み所得基準の見直しを検討するとしています。

政府が昨年閣議決定した全世代型社会保障改革工程でも、2028年度までの窓口負担の引上げを求めるメニューを示しており、高齢者にさらなる負担を強いるものとなっています。

8月30日公表の厚生労働省の調査、後期高齢者医療の窓口負担の見直しの影響についてでも2割負担導入の影響で、既に受診控えが起きていることが明らかになっていますが、3割負担の対象拡大で高齢者のさらなる受診抑制が危惧されます。

医療費は、命の綱であり、これを高くしてしまうと安心して医療にかかれなくなる人が出てきます。そもそも年齢で区別する世界でも例のない制度であり、姥捨てとも言われるこの後期高齢者医療制度に賛成することはできません。

次に、認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について。

単年度で利益が出た分を公共的必要剰余金として減債積立金、建設改良積立金への積立て、また資本金への組入れとして処分を行う、このことは水道水を安心、安全に利用者へ供給、維持していくために管路の更新等は必要であり、利益を使って水道料金の値下げに使うことはできないことについては理解をしております。

出た利益を水道料金の値下げに使うことができないのであれば、利益を使わずに、まず値下げをし、今後出てくる利益を下げるという考えはどうかとの質問に対しては、従来どおりの答弁に加え、逆に県水の話による値上げの話もありました。物価高騰で大変苦しんでいる市民の立場に立った負担軽減の対応がなされていない以上、反対とさせていただきます。

次に、認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について。

接続率につきまして平成10年10月15日から平成31年3月29日までに供用開始されたところの接続率、これは88.6%で、いまだに100%に達していない状況となっています。

下水道使用区域内の世帯に対して、早期接続を求めています。下水道への接続が経済的に困難な方への対応策としての水洗便所改造融資あっせん制度は、下水道に切替えの際に、発生する費用に対して、接続者が金融機関から融資を受け、その融資に係る利子の部分を高浜市が助成するという内容で、令和5年度においてこの制度を利用した件数は2件、所得が低く、金融機関から融資を受けることが困難な世帯においては、利用しづらい制度となっています。

所得が低い世帯でも利用しやすい助成制度に改める考えは、残念ながら持っていないとのことですが、公共下水道をどの世帯でも利用できるような対応、対策を求め反対とさせていただきます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 認定第2号と第5号から第8号、賛成討論を許します。

5番、野々山啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、認定第2号及び第5号から第8号まで、令和5年度の決算認定について、公明党を代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、地域医療介護総合確保基金事業は、向山町に認知症のグループホームがじゅまるが新設されました。これは認知症高齢者の方の受皿というものが1つ、市内に新たに整備されたことは大きな成果であると評価いたします。

また、生活困窮の方への重点支援給付金、価格高騰重点支援給付金が住民税非課税世帯等に対し、適切な給付が行われたことについても評価したいと思います。

それから、もう1点、出産・子育て応援交付金事業は妊娠をされた方、出産をされた方に対してそれぞれ応援ギフトが給付され、加えて伴走型の相談支援を始められたことにより、産み育てやすい環境を整えていただきました。

以上の点なども踏まえまして、認定第2号に対する賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、高齢者の方が年々増加する中、介護保険料を圧迫しないよう、介護予防事業の充実に努めていただいているかと思います。

高齢者の皆様に元気に暮らしていただく施策として、ホコタッチやいきいき健康マイレージなど高浜市独自の取組を進めていただいております。

少子・高齢化社会の進行とともに、介護保険制度自体の安定的な運用が求められてくる中で、将来を見据え、取り組まれている点は評価に値するということで、賛成討論とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入額が前年に比べ増加しており、徴収率も99%から99.3%へ上昇しています。これは未納者等に対し、文書や電話による納付勧奨に努められたことにより、徴収率が上がったと説明がありました。

健全な財政運営や高齢者の方々が安心して医療を受け続けられることにつながってまいりますので、今後も適正に運営されることを要望し、認定第6号に対する賛成討論といたします。

次に、認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について、給水量及び有収水量ともに、昨年度と比べて減少しているものの有収率は97.62%と高い数値が保たれており、効率的な運用がされています。

今後起き得る南海トラフ地震へ備え、老朽化した施設、管路の更新に努めていただくことをお願いして、認定第7号に対する賛成討論といたします。

次に、認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について、21.6ヘクタールの下水道整備が行われ、使用開始区域面積は618.8ヘクタール、普及率は71.4%となりました。

下水道整備は多くの費用がかかりますが、財源の確保をしっかりと行い、今後も引き続き未整備区域の事業推進に努めていただくことをお願いして、認定第8号に対する賛成討論といたします。

以上をもちまして、認定第2号及び第5号から第8号までの賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 野々山議員、1点確認が。

今の賛成討論ですけれども、認定第2号と第5号から第8号でよろしかったですね。

○5番（野々山 啓） 認定第2号と第5号から第8号です。

○議長（杉浦康憲） 分かりました。

〔「第1号じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 内容が第1号に触れていたようなんですが、通告は第2号でしたので、第2号として判断してください。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、請願・陳情に移ります。

請願第1号、第2号の賛成討論を許可します。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願について、討論いたします。

市長が令和7年度からは、入院における子ども医療費の無償化を18歳まで拡大させることを考えておるところでございますと、本会議2日目、発言がございました。

委員会での委員の質疑や発言を聞いておりますと、請願の内容に注文や否定的な考えをお持ちの議員がおみえのようですが、せっかく市長が進めるといった政策に対し、賛同する趣旨の請願ですので、一刻も早く進めていただきたいという意見を添えて賛成といたします。

請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願について、賛成いたします。

高取小学校の長寿命化改良工事に始まり現在各小学校の改修が進められ、また保育施設についても改修が行われてきております。

私は吉浜小学校の外壁を改修前に見ましたが、外壁の塗装が剥がれているだけでなく、外壁の表面が剥がれてきており、危険なため剥離工事も行われておりました。ここまで建物の老朽化が進んでこなければ改修しないというのは、児童・生徒の命に関わることです。

幼保・小・中学校の施設については、手を入れる時期があまりにも遅かったと言わざるを得ません。安心、安全な環境づくりは当たり前の話であります。これまで手をつけてこなかったことのつけが回ってきたことから、給食費を下げることで、環境整備を優先するといった趣旨の発言については、理解できません。

この物価高騰により、今まで収入に対しぎりぎりの生活をしてきた家庭は悲鳴を上げています。ほかの自治体では給食費の無償化や補助額の増額が進められているときに、高浜市では給食費が値上げされ、小・中学校9年間で1人当たり5万1,300円、家庭の負担が増えました。

碧南市と高浜市では、1人当たりの給食費9年間の差が10万800円です。子供が3人の家庭では30万円以上も違ってくるのです。高浜市は、自校方式で温かく、おいしい給食を提供していることから、残食が少ないと言われていますが、自校方式で温かく、おいしい給食でかつ安く提供している自治体はあります。残食が少ないと言われていますが、中学校の男子生徒さんから給食の量が少ないのでおなか一杯食べることができないという話もお聞きしました。

また、昨今では、収入の格差が大きくなり、給食が栄養を取るための大きな役割になっている子供もいると聞きます。確かに、給食をたくさん食べるから、もっと給食費を支払ってもいいという家庭はあるかもしれませんが、低所得世帯やDVなどによって生活が苦しい家庭を救うことを考えませんか。

この請願を実行するために必要な費用は2,500万円余りです。美術館・図書館が機能移転して増えた指定管理料と近いことから、美術館の運営方式を見直せば、幾らでも生み出せる費用であると考えます。

公会計化をいち早く取り入れ、高浜市内全ての子供たちが健やかに成長するためにも、給食費の無償化を望むところですが、せめて給食費の値上げ分を元に戻すよう求める請願に賛成いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、請願第1号、第3号の反対討論を許します。

10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願。請願第3号 子ども医療費無料化を18歳年度末まで拡大するこ

とを求める請願に対しまして、市政クラブを代表し、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、請願第1号に対しましては、さきの一般質問で同僚の鈴木議員からの質問を受けて、高浜市では18歳年度末までの入院医療費の無料化を進めていくと答弁がございました。ここで請願を採択する必要性がないため、反対とさせていただきます。

かつ一言申し上げるのであれば、請願の内容があちこちの市でやっているから高浜でもやれとか、安心して入院できるようにするために高浜もやれというような文言が入っておりますけれども、これは政策的にプライオリティーを持って進めていくべきことであって、あちこちでやっているからやれという単純なものではないということを申し添えさせていただきたいと思います。

次に、請願第3号ですが、この子ども医療費無料化を18歳年度末まで拡大するということには、様々な課題があります。

第1に、財政負担の増加に懸念があります。多額の財政負担が必要となり、他の社会保障や公共サービスの予算に影響が出ることは必至であります。ちなみに高浜市において、医療費無料化に係る予算は、1年間で約4,000万円を超えるものになると試算がされております。さらに増えることも考慮すれば、恒久的にこの予算を確保していくのは簡単ではございません。安易に賛成して進めていくわけにはいかないと思います。

第2に、医療利用の増加が心配をされます。無料化により、医療へのアクセスが容易になるため、軽度な症状でも病院や診療所にかかるケースが増加する懸念がございます。医療機関が過剰に混雑し、重症患者への対応が遅れるリスクも考えなければなりません。

医療機関への影響はそれだけではございません。医療費の無料化に伴う診療報酬の問題があります。医療機関の収益構造が変わり、過度な負担がかかると診療の質や持続性に影響を与えかねません。

第3に、モラルハザードの懸念であります。無料化により医療の価値やコスト意識が希薄化し、医療リソースを無駄に使うケースが増える可能性があります。医療に対する感謝や節度が失われるという指摘もあると聞いております。

第4に、医療制度全体に対する影響であります。無料化が進むと、他の世代への医療支給が手薄になる可能性もあります。全体的な医療制度の持続可能性が課題となってきます。高齢化社会に向けた医療リソースの配分をどのように最適化するかが重要で、一部の無料化だけで進めるには問題が残ります。

第5に、公平性の問題があります。無料化が全ての家庭に対し平等に行われると、高所得者層にまで無料化の恩恵を与えることが適切かどうかの議論があります。現在でも自治体によって無料化の範囲や内容が異なるため、地域間での不公平感が生じていることは皆さんも御承知のことだと思います。政策的にプライオリティーを持って進めるべき件であると考えます。

最後になりますが、この2つの請願には同じ3人の高浜市議会議員が紹介議員として署名をさ

れております。そのうち2人の議員さんからは、何の相談やお願いもなく、付託された委員会においても自由討議もしないということは、どういうことなのでしょう。請願に対する紹介議員の立場は、そんなに軽いものではございません。一人でも多く、賛同する議員を増やすための議会活動をしなければなりません。それが議員の一番大事な仕事であります。それをやる気がないのなら、請願の紹介議員になるべきではない、私はそう考えます。まさに請願者や署名をされた皆さんをばかにしていると言わざるを得ないと考えます。

よって、この2つの請願に対しましては反対とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、請願第3号、第4号、陳情第11号についての賛成討論を許します。12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、小池町の吉村氏を代表として提出された請願第3号及び請願第4号、また向山町の古鷹氏提出の陳情第11号について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願について。

本請願は、昨年9月定例会にて出された請願と同じ内容のものです。署名数については昨年よりもさらに250筆も上回っております。物価高騰で苦しんでいる子育て世帯の方々の強い願い、そして若い世代を応援したいという方々がいかに多いか、その結果であると思います。

高浜市と同じく、入院、通院ともに15歳年度末まで無料であった東浦町につきましては、今月から入院、通院ともに18歳年度末まで拡大され、愛知県内では高浜市だけとなりました。そして、来年度から高浜市においても高校生世代まで入院医療費の無料化を行うとの発言が先日市長からあり、これについては歓迎をしております。

一方、通院について、近隣市では既に安城市、碧南市が無料、刈谷市でも来年度から無料となる予定です。予算執行については、市長が行うことではありますが、財政調整基金や不要不急の公共事業の見直しなどを利用して実現できないものかと考えます。

医療費無料化により、コンビニ受診のようなことが増えることがないとは言えません。しかし無料化を行わないと、本当に受診したくても受診できない、我慢する、そうした世帯もあるということ認識する必要があります。

また、医療費無料化は富裕層の世帯であるかは関係なく扱われるべきものであり、高浜市がいかに子供一人一人の健康を等しく大切にしているか、それが子育て世帯への支援となり、ひいては若い世代が高浜市への魅力を感じることにもつながるのではないかと考えます。

先ほども申しましたが、予算執行権を持っているのは市長です。しかし、我々議員は市民の負託を得て議会を構成しています。ゆえに、市民の声を一人一人の議員がしっかりと受け止め、議

会として行政側に要望することは必要であり、求められています。

したがいまして、この請願には賛成いたします。

次に、請願第4号 小中学校給食費の無償化を求める請願について。

本請願に関しましても、昨年9月定例会にて出された請願と同じ内容のものです。これについても署名数は昨年よりもさらに260筆も上回っております。学校給食費無償化に対しても市民の関心の高さ、そして子育て世代の期待がいかに大きいかが分かります。

令和6年5月1日現在の児童・生徒数で算出した年間の給食費の概算額については、小学校は約1億5,600万円、中学校は約9,900万円、合計で約2億5,500万円と聞いています。医療費に比べると桁が違います。そのため、ほかの自治体においても医療費ほど無償化は広がっておりませんが、東栄町や豊根村など県内7市町村において小・中学校ともに無償となっています。

財政が厳しい中、無理に無料化を進めると、中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性を心配する声が以前ありましたが、財政調整基金の取崩しやあるいは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用などにより、設楽町のように半額補助を行ったりあるいは岡崎市のように4月のみ無償など、そうした選択もあるのではないかと考えます。

一方、無償化により、子供や保護者の給食に対する関心が薄れ、残食が増えるのではないかと懸念もありましたが、子供にそういった事情を考えさせる必要があるのでしょうか。自校式で温かいおいしい給食、毎日楽しみに学校へ通い、友達と楽しく給食を食べて、成長することこそ重要で、給食費の支払いのことなど、子供には全く関係ありません。給食は食育です。保護者においても、給食に対する関心が薄れるどころか、逆に高浜市に住んでいてよかったといった感謝の気持ちが出てくるのではないかと思います。

いずれにしても、日本共産党として、市民のこの大きな声を否定することは決してできません。

したがいまして、子育て世代を支援する本請願には賛成いたします。

次に、陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について。

全て国民は、経済的地位等によって、教育上差別されず、等しく教育を受ける機会を与えられなければならないという教育の機会均等の理念に基づき、親の所得にかかわらず、子供が安心して自身の将来を考え、自ら学校を選択できるようにすることは重要です。

私学助成については、国はもとより高校以下の教育に直接責任を負う県の役割も重要ですが、父母負担の公私格差が抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、全ての子供が親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障し、学費負担の公私格差を是正するため、現在少額である高浜市独自の授業料助成制度を改め、さらなる拡充は必要であり、それを求める本陳情には賛成いたします。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、請願第2号、第4号、反対討論を許します。

3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議長のお許しを得ましたので、市政クラブとして反対討論をさせていただきます。

請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願書について。

食料品や光熱費の異常な高騰が続く中、高浜市では令和5年4月から給食費を値上げし、小学生は1食270円から300円、中学生は1食315円が350円になりましたと冒頭にありますように、確かに給食費の値上げは家計にとって負担になります。ですが、給食費の負担軽減は、裕福な御家庭にも軽減しろということになります。

国会では石破茂総理が誕生いたしました。石破総理は自民党総裁選でも給食費の無償化を掲げています。すぐには実行は無理だと考えますが、国が給食費の無償化に対応すべきだと考えます。

また、差額分2,500万円を美術館の運営を考えれば出るのではないかと言われましたが、美術館と給食費は交換で考えるものでしょうか、疑問です。

請願第4号 小・中学校給食費の無償化を求める請願についてですが、こちらも全体の保護者負担の給食費は年間に2.5億円かかります。そのことを考えますと、高浜市では財政的に無理です。

子供の給食費が一番お困りの貧困家庭には生活保護が、準要保護世帯は就学援助の措置が取られています。既に政策的に必要な御家庭はきちんと対応しております。

先ほども申し上げましたが、一般家庭として給食費を支払っている家庭を無償化するのは、中にはお金にお困りの御家庭もありますが、裕福な世帯も含まれます。一くくりに全世帯無料にすることは、高浜市の財政を考えると賛成できません。

無料にする分の税金は、所得に関係なく生活の苦しい方からも納めていただいた税金を裕福でお金に困っていない世帯に回すことになります。

愛知県の自治体でも無償化している自治体はありますし、無償化と言われなくても給食費の負担をしている自治体もあります。みよし市も先日無償化になったとニュースでもやっていました。しかし、このみよし市長は、地方がこのような動きをすることで国に働きかけていきたいと問題提起としてやられています。高浜市も追随すれば、地方から日本を変えていくということになるのでしょうか、高浜市の財政が傾くほどかけてやることではないと考えます。国が教育の一環として教育費を無償化するというならば理解ができます。

国がやるにしても、一方で課題もあります。アレルギーがあり、弁当を持参したり、不登校な

どで給食の提供を受けていない児童や生徒が全国で約28万5,000人いることが調査で明らかになっています。こうした児童や生徒は無償化による恩恵を受けにくくなるため、無償化による公平性をどう担保するかが課題となっています。

そして、この請願は、紹介議員として3名の名がありますが、議員間討議もなく進められている請願に対し、パフォーマンスなのかといぶかしがられても仕方がないと考えます。請願者や署名者に対していい顔しながら、請願を出しておきながら、同意をするために議員へ働きかけをしないのは、議員本来の仕事をきちんとしていないのではないかと思います。

確かに1人の方は、賛同してくれないですかと、御相談がございました。しかしながら、残念なことに給食費の無償化に対してどのお金を削ってここに充てられますよという具体的な政策提言もなく、提案もなく、市民からの請願ですよと言われましても賛成するのは難しいです。

無償化することは、確かにお金がかからないということは、御家庭にとっていいかもしれませんが、ですが、食事を提供すればお金はかかります。誰の負担になるかということが変わるだけです。無償化を安易にしていくことは、市の財政全体を考えていくとよくないと考えます。給食費を無償化することよりも、子供たちが安心、安全で学校施設で過ごすことができることを優先したいです。

今後も高浜市では、教育施設の大規模改修工事が計画されています。今まで手をかけてこなかったつけと言われましたが、過去のことは過去のことで反省すべき点もあると思います。ですが、財政とは現在あるものを今後どうしていくかと考えることが必要だと考えます。そして温かい給食を食べられる、調理中に調理の匂いが漂ってくるし、栄養士の先生や調理員さんたちとの交流もある、自校式の給食を守っていきたいと考えています。

給食費が県下では高いと言われますが、無理に給食費を低く設定して、業者が潰れたり、給食が少ないという声もありましたけれども、今の給食費からもっと下げると、もっと少なくなります。そんな給食を食べるようになるようなことにはならないでほしいと考えます。他の自治体ではそういう事態にもなっているところもあります。

以上、請願第2号、第4号の反対討論です。いま一度、お考えいただき、これらの請願には反対をしていただくようお願いいたします。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、陳情第8号の反対討論を許します。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と 「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情について、日本共産党を代

表して反対の立場で討論をさせていただきます。

レプリコンワクチンは伝令RNAワクチンの改良型で細胞内にこのレプリコンワクチンが入ると、その細胞の中で伝令RNAが増えていきます。この自己複製の機能が最大の特徴です。レプリコンワクチンを取り込んだ局所細胞内で伝令RNAは自己複製しても隣の細胞に伝令RNAが伝播増殖することはありません。接種された伝令RNAは10日間前後で徐々に消失することが確認されており、人の遺伝子に影響を与えることはありません。自己複製することから伝令RNAの投与量は従来型のワクチンより6分の1から10分の1程度と少量で済み、副反応を軽減させる効果が期待されます。また、高い免疫力が長く続くことが報告されています。

しかし、世間では自己増殖という言葉が独り歩きし、体内で伝令RNAがどんどん増え続けるのではといった情報が広がっていますが、これは全くの誤解です。自己増殖するため、せきや呼吸から有毒物資が拡散し、他人に影響を与えとか、人間の遺伝子に影響を及ぼすなどの不安や懸念の声が聞かれますが、先ほど述べた理由から、他者に伝播するという科学的な知見はありません。

また、ワクチンによって投与されるコロナウイルスのスパイク部分のRNAは人体に破壊的な作用を与えるというのも誤解で、そもそもコロナウイルスのスパイクの部分はウイルスの取っ手の部分であり、毒性の元になる本体ではありません。

さらに、2021年から2022年にかけて、日本の人口の超過死亡が増えている、これはワクチンのせいだと言い立てる人もいますが、これもごまかしです。超過死亡とワクチンとを関連づける議論については、名古屋市立大学大学院の公衆衛生の専門家が具体的な数値を上げ、ワクチンで超過死亡が説明できるという考え方は根拠が乏しいとする検証結果を発表しています。

統計学の専門家からも、反ワクチンを唱える研究者という人たちが根拠としているデータが2022年2月から4月のコロナ感染、第6波の時期だけを取り出したもので、超過死亡とワクチンの接種増加のタイミングが重ならない、第4波、第5波、第7波を全く無視していることが批判されています。

2021年で超過死亡が大きく増えたのは、その年の1月から5月でしたが、この時期、当時の菅内閣がワクチンの確保に失敗したため、ワクチンの接種はほとんど行われていませんでした。ワクチンが打たれてもいないのにワクチンによる超過死亡が生ずるはずはありません。そして、この時期は新型コロナの第4波により西日本の大都市で医療崩壊が起こった時期でもありました。

また、2022年前半の超過死亡の増加期も岸田内閣がワクチンの3回目接種を遅らせたため、新型コロナの第6波が猛威を振るっていました。

2021年から2022年の超過死亡の増加は、コロナの感染爆発による医療の逼迫、病床体制の不足、救急困難事例の急増などによって起こったというのが医学会、医療界の共通認識です。むしろ第4波、第6波の実態を見るなら、政府の不手際でワクチンの接種が遅れたことが超過死亡を増や

す一因になったとも言えます。それを真逆に描き、ワクチンが超過死亡を増やしたというのは、悪質な虚偽の発信であると言わざるを得ません。

レプリコンワクチンは大規模に使われたことはありません。国内のレプリコンワクチンの治験は400例程度です。ただし、新型コロナの変異株であるデルタ株が流行中にベトナムで1万6,000例の大規模治験を行っており、使用は日本が初めてではありません。また、国内で製造販売する会社の提携企業は、ヨーロッパの規制当局にもワクチンの承認を申請中とのこと。

ネット上ではワクチン陰謀論を唱える団体、そして個人がワクチン推進を製薬会社の陰謀だとして、ワクチンの接種促進を求める医師や医学者を大資本の回し者といって攻撃する議論も発信されているようです。しかし、世界ではこの反ワクチンこそ、医療産業界や広告業界にとって大きなビジネスや利権となっていることが問題となっています。

欧米の反ワクチン情報発信サイトには、健康食品やワクチン以外の医療関連製品の開発を手がけるフェースギア企業が出資を行い、商品売り込む場として利用しています。その一方で、国際的な製薬メーカーの中ではワクチンは利益が薄いと、ワクチン開発に後ろ向きの流れが強まり、それが発展途上国のワクチン不足を引き起こす大きな要因となっています。

今回、欧米の製薬大企業がコロナワクチンの早期開発に乗り出したのは、欧米の政府が思い切った資金を投じたからで、それがなかったら各企業がワクチン製造に消極的だったであろうと言われています。

ワクチンの服用を訴える人が製薬企業の手先で、反ワクチンを叫ぶ陣営が反大企業であるというような単純な見方は、今の世界では成り立ちません。もちろんレプリコンワクチンは初認証のワクチンだけに国は正確で科学的な情報を国民に分かりやすく提供する必要があります。

今回の新しい技術に対して、この陳情は感覚的、感傷的なものの見方で書かれているだけで、科学的な知見が示されておりません。物事を科学的に見る姿勢が必要ではないでしょうか。ワクチンを接種しても罹患することがありますが、接種後にかかっても未接種者に比べウイルス排出量の期間が低減することが報告されています。ワクチン接種の効果と副反応だけでなく、コロナにかかったときのリスクも考えるべきであります。

以上により、この陳情には反対とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。

〔「違う」「多数」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） すみません。もう一度確認したいと思います。

議案第54号の可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 工事請負契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 財産の取得について（追認）を福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 財産の取得について（追認）を福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 財産の取得について（追認）を福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の

報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、請願第1号 18歳高校生世代までの入院医療費無料化を求める請願について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 子どもの医療費無料化を18歳年度末まで拡大することを求める請願について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 小・中学校給食費の無償化を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号の審査の過程において趣旨採択という意見がございましたので、陳情第9号、陳情第10号及び陳情第11号の採決については趣旨採択を入れ、趣旨採択から採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、陳情第9号、陳情第10号及び陳情第11号の採決については、趣旨採択を入れ、先に趣旨採択から採決を行います。

次に、陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文

教委員長の報告は趣旨採択であります。趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（杉浦康憲） なしであります。よって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（杉浦康憲） なしであります。よって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、陳情第12号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第67号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第10回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第67号 令和6年度一般会計補正予算（第10回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,079万8,000円を追加し、補正後の予算総額を189億8,679万3,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、低所得世帯への支援策として実施する価格高騰重点支援給付金支給事業に対する交付金を増額いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款1項24目価格高騰重点支援給付金支給事業費は、6月定例会にて御議決いただきましたところですが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るために、低所得世帯に対して1世帯当たり10万円を支給いたすもので、その対象となる世帯数を当初見込んでおりました700世帯から200世帯増やし合計900世帯と見込むことに伴い、増額いたすものでございます。

3款2項3目家庭支援費は、みどり学園において適切な療育を実施するために必要な外廊下の修繕を行うものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 価格高騰重点支援給付金支給事業なんですが、当初見込んでいた700世帯から200世帯増えて900世帯となったということなんですが、この200世帯がどういう経緯で出てきたのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 6月の補正予算にて700世帯と見込んでいたところ、実際に対象世帯を抽出したところ864世帯ということが分かり、追加で申請をされる方を踏まえ、200世帯増加ということで2,000万円の追加補正とさせていただいております。この200世帯につきましては申請対象世帯のうち外国籍の世帯と思われる方が多くございまして、増加分というのは外国籍世帯の増加と考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） スケジュール的に9月から11月までで確認書発送、受付、給付金の支給になっていますが、この200世帯についてもこのスケジュールでよかったかどうかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） スケジュールについては変わりございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今864世帯で当初は700世帯で見込んでいたということなんですけれども、これなぜこういうそごが起こっちゃったのかというところについてどのような検証がされてきたのかというところと。

それから今、スケジュールについても変わらないということなんですけれども、ということは契約事務に係る契約内容についても全く契約変更しなくていいのかどうかというところの確認と、あと今回の金額を見ると200世帯のいわゆる給付金分だけになるのかなと思います。そうすると、印刷製本費とか通信運搬費とかいろいろ事務手数料があるんですけれども、それも今までの金額でやれていくという理解でよろしいのかということと。

それから、今回の物価高騰に関する臨時交付金については、いつこれ交付決定が下りてきたのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 200世帯増加の検証なんですけれども、対象者数から見ると先ほども申しましたように外国人のお名前の世帯が多いものですから、前年の所得がないよということなので、国外転入が多かったのではないかという検証です。6月補正のときに700世帯で見込ん

だときは、前年度の非課税になった対象世帯数をかなり増やして見込んでいたんですけれども、私たちの想定を上回る対象者がいらっしまったということで、今回900世帯に変更しております。

今回の2,000万円につきましては全て事業費になりますので、事務費のほうは今6月補正でいただいたものを流用なりしてできるのではないかというふうに見込んでおりまして、事務費については増額はなくても大丈夫です。事業費のみの増額をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 流用充用額は幾らとなるということで見込まれているのかということと、すみません、国からの物価高騰の臨時交付金がいづつ下りてきたのかという答弁がございませんでしたので、そちらの答弁もお願いしたいのと。

それから、スケジュールを見ると8月に対象者抽出確認書送付準備ということで、もうそれが8月中に終わっているのかなと思うんですけれども、今後外国人の方、いわゆる漏れていた方になるのかどうかよく分かりませんが、そうした方についてはこのスケジュールということはもう既に抽出もされていて、確認書の送付も終わっているという理解でよろしいんでしょうか。あとはもう本当にこちらが受け付けて給付だけするということになるかと思うんですけれども、そうなるといわゆる今まで864世帯だったんだけど、700世帯だから164世帯分ももう既に確認書の送付が終わっているということでしょうか。確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 事務費のほうにつきましては申請があつてからの支払いになるので、幾ら、現在の金額で足りるのか足りないのかということも現状では分かっておりません。

対象者の抽出につきましては、システムの都合上から8月には対象者の確定ができませんで、9月9日の日に対象者が864世帯であるということが確定しました。現在その方たちに向けて申請書というか、確認書のほうの送付は終わっておりまして、昨日までにはまだそこまで全ての方から返送がありませんので、あつた方につきましては順次振込みの手続をしているところです。

国からの歳入につきましては今現在いつ入るかというのは把握できておりません。

〔「議長、13番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 答弁漏れですか。

〔「答弁漏れじゃなくて質問の趣旨が違うので、すみません。よろしいでしょうか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） じゃ、もう一度言ってください。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） いつ給付があるんじゃないくて、交付決定がいつなのかという質問でしたのでお願いします。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 交付決定の日付も現状分かっておりません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 3民生費の児童福祉費のみどり学園の運営事業、今外廊下とおっしゃいましたけれども、みどり学園はたしかきれいにしてお引越しされて、使わなかったところが使うようになったのか、使っていてすぐ傷んでしまったのかどちらなのでしょう。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 今回修繕をする場所につきましては、駐車場から教室まで行く間の渡り廊下になります。渡り廊下については、移転の際にいわゆる改修の対象にはしておりませんので、既存の廊下の状態が維持されていたと。その中でやはり矢印とか残っている中で、通園する児童さんがその矢印に惑わされるような方も、児童さんも多く、それによって教室に入ることができないとか、そういう療育上の支障があるということを今年度実施しました指定管理者の評価委員会の中で委員さんから質問に対しての回答がございましたので、それに対応するために今回補正を上げさせていただいているものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

議案第67号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第10回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願ひである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日。

高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしくお願いいたします。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） お疲れさまでございました。

令和6年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月3日から本日10月3日までの31日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、承認1件、議案19件及び認定8件につきまして、全案件とも原案どおり御同意、御承認、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜りましてありがとうございました。

審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、先月から市の公式Instagramの運用をスタートいたしました。市の公式LINEが各種情報の発信等を行うに対し、こちらは主に市の魅力の発信に活用するものでございます。市民の皆様が自らのアカウントから画像を投稿できることから、皆様にも御参加いただけるような企画も実施予定です。高浜市をより身近に感じていただけるようなアカウント運営に努めてまいりますので、フォロー、閲覧をしていただければ幸いです。

また、先日10月1日よりデマンド交通チョイソコたかはまの実証運行が始まりました。200か所以上を停留所として予約に応じて運行する一定のルート、時刻表によらない乗り合い送迎サービスでございます。高齢化や免許の返納などにより移動に制約を抱える人々の増加が見込まれる中で、利便性の高い交通手段として単なる移動のみならず、外出による健康の増進に貢献できるものと期待をしております。

市の施策やスポンサー事業者の方々と連携した取組も検討中でございます。市内を気兼ねなくチョイソコ、“チョイとソコまで、ごいっしょに”ということで、移動し外出をお楽しみいただければと存じます。

最後に、議員の皆様におかれましては、市政発展のために一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和6年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月3日より本日までの31日間、長期間にわたり、議員におかれましては熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。

本日ここにその全議案を議了いたしましたので、閉会の運びとなりましたことを厚く御礼を申し上げます。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後2時25分閉会